

国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン

1. 趣旨

このガイドラインは、国民体育大会（以下「大会」という。）におけるドーピング防止活動に関する基本的な事項を定めるものとする。

2. ドーピング防止活動の内容

(1) ドーピング検査

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）が定める「日本ドーピング防止規程」に基づき、次のとおりドーピング検査を実施する。

1) 競技会検査（ICT: In-Competition Testing）

競技会検査（ICT）は、JADA が定める「国民体育大会競技会検査実施要項（以下「競技会検査（ICT）実施要項」という。）」に基づき実施する。

競技会検査（ICT）の準備は、JADA が定める「国民体育大会競技会検査準備マニュアル（以下「競技会検査（ICT）準備マニュアル」という。）」に基づき行うものとする。

2) 競技会外検査（OOCT: Out-of-Competition Testing）

競技会外検査（OOCT）は、JADA が定める「国民体育大会競技会外検査実施要項（以下「競技会外検査（OOCT）実施要項」という。）」に基づき実施する。

競技会外検査（OOCT）の準備は、JADA が定める「国民体育大会競技会外検査準備マニュアル（以下「競技会外検査（OOCT）準備マニュアル」という。）」に基づき行うものとする。

(2) ドーピング防止に関する教育啓発活動

「日本ドーピング防止規程」に基づき、次のとおり競技者及び競技者支援要員に対して、ドーピング防止に関する教育啓発活動（以下「教育啓発活動」という。）を実施する。

1) 会期前

ドーピング防止に関する資料の配付などを、JADA が定める「国民体育大会におけるドーピング防止教育啓発活動実施要項（以下「教育啓発活動実施要項」という。）」に基づき行うものとする。

2) 会期中

大会の総合開会式会場及び各競技会場において、ドーピング防止に関する教育啓発並びに情報発信を行うアウトリーチプログラムを、教育啓発活動実施要項に基づき実施する。

アウトリーチプログラムの準備は、JADA が定める「国民体育大会におけるドーピング防止教育啓発活動アウトリーチプログラム準備マニュアル（以下「アウトリーチ準備マニュアル」という。）」に基づき行うものとする。

3. 実施体制

JADA、公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）、開催地都道府県（以下「開催県」という。）実行委員会、会場地市町村実行委員会、日体協加盟競技団体、日体協加盟都道府県体育協会等、開催県体育協会等、開催県競技団体などの関係諸機関・団体は、協力して大会におけるドーピング防止活動を実施する。

4. 関係諸機関・団体の役割

関係諸機関・団体の役割はそれぞれ次の事項を中心に担うものとする。

(1) JADA

1) ドーピング検査の計画・準備・実施

- ① ドーピング検査の計画を立案し、日体協、開催県及び会場地市町村等に対して報告する。
- ② 日体協をはじめとする関係諸機関・団体と協力し、ドーピング検査の実施に向けた準備を行う。
- ③ ドーピング検査の計画立案・準備のため、必要に応じて次の事項を実施する。
 - (i) 競技会開催施設の事前視察及び競技会検査（ICT）実施会場の選定
 - (ii) 開催県主催競技運営担当者会議等への出席及びドーピング検査についての説明
 - (iii) 競技会検査（ICT）実施会場における競技会検査（ICT）準備マニュアルに基づく事前準備及び確認
 - (iv) 会場地市町村実行委員会に対する競技会外検査（OOCT）への協力依頼
- ④ 競技会検査（ICT）実施要項及び競技会外検査（OOCT）実施要項に基づき、ドーピング検査を実施する。

2) 教育啓発活動の計画・準備・実施

- ① 教育啓発活動実施要項に基づき、大会における教育啓発活動の計画を立案する。
- ② 日体協をはじめとする関係諸機関・団体と協力し、教育啓発活動実施に向けた準備を行う。
- ③ 競技者及び競技者支援要員に配付するためのドーピング防止に関する資料を作成する。
- ④ アウトリーチプログラムの計画立案・準備のため、必要に応じて次の事項を実施する。
 - (i) 競技会開催施設の事前視察
 - (ii) 開催県主催競技運営担当者会議等への出席及びアウトリーチプログラムについての説明
 - (iii) アウトリーチプログラム実施会場におけるアウトリーチ準備マニュアルに基づく事前準備及び確認
- ⑤ 教育啓発活動実施要項に基づき、教育啓発活動を実施する。

(2) 日体協

- 1) JADA が行うドーピング防止活動の計画・準備・実施に協力する。
- 2) 日体協加盟競技団体及び日体協加盟都道府県体育協会等に、ドーピング防止活動の実施について周知する。
- 3) 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会に、ドーピング防止活動の実施への協力について周知する。
- 4) JADA と連携し、ドクターズ・ミーティングにおいて、選手団に帯同するスポーツドクターやアスレティックトレーナー等に対してドーピング防止活動に関する最新情報を提供する。

(3) 開催県実行委員会

- 1) 次の者を競技役員若しくは競技役員と同等に扱うものとする。
 - ① 大会会期中に実施されるドーピング検査担当者として JADA に指名された JADA 認定ドーピング・コントロール・オフィサー（DCO）
 - ② シャペロン（ドーピング検査補助役員）
 - ③ 教育啓発活動運営スタッフ
- 2) 会場地市町村実行委員会におけるドーピング検査の準備及び実施に協力する。

- 3) ドーピング防止活動の実施に伴い必要となる活動拠点（会議室）の確保や JADA 事務局担当者及び JADA 認定ドーピング・コントロール・オフィサー（DCO）の宿泊手配等に協力する。
 - 4) 会場地市町村実行委員会と JADA との連携促進に協力する。
 - 5) 総合開会式会場におけるアウトリーチプログラムの準備及び実施の際には、アウトリーチ準備マニュアルに基づき、JADA に協力する。
- (4) 会場地市町村実行委員会
- 1) 競技会役員である JADA 事務局担当者の他に、次の者を競技役員若しくは競技役員と同等に扱うものとする。
 - ① 大会会期中に実施されるドーピング検査担当者として JADA に指名された JADA 認定ドーピング・コントロール・オフィサー（DCO）
 - ② シャペロン（ドーピング検査補助役員）
 - ③ 教育啓発活動運営スタッフ
 - 2) 競技会検査（ICT）の準備及び実施の際には、競技会検査（ICT）準備マニュアルに基づき、JADA に協力する。
 - 3) 競技会外検査（OOCT）の準備及び実施の際には、競技会外検査（OOCT）準備マニュアルに基づき、JADA に協力する。
 - 4) 各競技会場におけるアウトリーチプログラムの準備及び実施の際には、アウトリーチ準備マニュアルに基づき、JADA に協力する。
- (5) 日体協加盟競技団体
- 1) 大会開催内定前の競技会場選定の際には、JADA が定める「ドーピング検査室設置マニュアル（以下「検査室設置マニュアル」という。）」を参考に、ドーピング検査の実施の可能性を視野に入れた会場確認に協力する。
 - 2) ドーピング検査実施においては、準備及び調整について JADA に協力する。
 - 3) 参加競技者及び競技者支援要員への教育啓発活動に協力する。
- (6) 日体協加盟都道府県体育協会等
- 1) 教育啓発活動の実施
 - ① 日体協及び JADA が作成するドーピング防止に関する教育啓発資料を参加競技者及び競技者支援要員に対して配付するとともに、その内容を周知徹底する。
 - ② 競技会検査（ICT）実施要項に基づき、参加競技者及び競技者支援要員に対して競技会検査（ICT）についての規則等を周知徹底する。
 - ③ 日体協及び JADA と連携し、大会会期中に帯同するスポーツドクターやアスレティックトレーナー等に対してドーピング防止活動に関する最新情報を提供する。
 - ④ 日体協及び JADA と連携し、参加競技者及び競技者支援要員に対する研修会等の教育啓発活動を実施し、ドーピング防止に関する情報の周知及び指導を行う。
 - ⑤ 各都道府県薬剤師会所属のスポーツファーマシストと連携し、参加競技者への薬の使用に関する教育啓発活動を実施する。
 - 2) 競技会外検査（OOCT）実施への協力
 - ① 競技会外検査（OOCT）実施要項に基づき、競技会外検査（OOCT）実施に協力する。
 - ② 競技会外検査（OOCT）実施要項に基づき、該当競技者及び競技者支援要員に対する競技会外検査（OOCT）についての規則等の周知徹底に協力する。
- (7) 開催県体育協会等
- 上記「(6)日体協加盟都道府県体育協会等」の事項の他、開催県実行委員会及び会場地市町村実

行委員会と連携し、開催県内における次の事項に協力する。

- 1) 競技補助員や競技会係員等への教育啓発活動を実施する。
- 2) 開催県薬剤師会及び開催県薬剤師会所属のスポーツファーマシストと連携し、薬に関する問い合わせホットラインや大会会期中の医療機関・店舗等での質問対応等が円滑に進むように体制を整備する。

(8) 開催県競技団体

- 1) 競技会実施に向けた準備の際には、会場地市町村実行委員会及び日体協加盟競技団体と協力し、検査室設置マニュアルを参考に、ドーピング検査実施を視野に入れた、競技会場内の諸室の配置に協力する。
- 2) ドーピング検査実施対象競技となった場合には、会場地市町村実行委員会及び JADA と協力し、競技運営の一部としてドーピング検査実施が可能となるよう、競技会検査（ICT）準備マニュアルに基づき、ドーピング検査実施に対し調整及び協力する。
- 3) 参加競技者及び競技者支援要員への教育啓発活動に協力する。

5. 費用負担

費用負担は原則として次のとおりとする。

(1) ドーピング検査

1) ドーピング検査実施費用

ドーピング検査実施に係る費用は日体協が負担する。

なお、費用には分析費、ドーピング・コントロール・オフィサー（DCO）及びシャペロン（ドーピング検査補助役員）謝金、ドーピング・コントロール・オフィサー（DCO）及び JADA 職員旅費、検査キット類代、飲料代、用具送料、オペレーションルーム設置費等を含む。

2) ドーピング検査室設置費用

ドーピング検査室設置に係る費用は会場地市町村実行委員会等が負担する。

なお、費用には、ドーピング検査室内に必要な備品（机、椅子、パーテーション、トイレ等）に係る費用を含む。

(2) 教育啓発活動

JADA が直接行う教育啓発活動に係る費用は JADA が負担する。

6. ドーピング防止規則違反に関する手続き・処分内容等

別に定める「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」に基づき実施する。

7. ガイドラインの変更

このガイドラインは、国民体育大会委員会の決議によって変更することができる。

8. その他

このガイドラインに関連する各種の実施要項及びマニュアルを制定・改訂する際は、JADA と日体協が事前に協議するものとする。

9. 附則

このガイドラインは、平成 23 年 12 月 15 日から施行する。

このガイドラインは、平成 27 年 3 月 12 日に改定し、同日から施行する。